

# 函館市児童手当受給資格者の申出による保育料徴収取扱要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第21条第1項の規定による受給資格者の申出による保育料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第9条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第6条の規定による改正前の児童福祉法第56条第3項の規定により徴収する費用、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用および函館市つづじ保育園条例（昭和34年函館市条例第10号）第4条第3項の規定による保育料をいう。以下同じ。）の徴収（以下「申出による徴収」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (要件)

第2条 申出による徴収の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法第7条の認定を受けた者で保育料を支払うべき扶養義務者であるもの
- (2) 第6条第1項の申出書を提出している者  
(申出による徴収の方法により徴収する保育料)

第3条 申出による徴収の方法により徴収する保育料は、法第21条第1項の規定による申出の時点において納期限を経過したもの（滞納繰越分を含む。）とする。

（申出による徴収の方法により徴収する保育料の額）

第4条 申出による徴収の方法により徴収する保育料の額は、第5条第

1項の規定により受給資格者が申し出た額とする。

(申出等)

第5条 法第21条第1項の規定による申出は、別記第1号様式の申出書によりしなければならない。

2 市長は、申出による徴収を行うことと決定したときは、別記第2号様式の通知書により前項の申出をした者に通知するものとする。

(申出の変更または撤回)

第6条 前条第1項の申出をした者は、当該申出に係る内容を変更し、または撤回しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の申出書により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、変更または撤回の可否を決定し、別記第4号様式の通知書により当該申出をした者に通知しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

児童手当からの保育料の徴収に関する申出書

函館市長 様

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、函館市長から支給を受ける児童手当の額から、下記児童の保育料につき、当該児童手当の支払期日をもって支払に充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回または申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき児童手当から保育料の支払に充てるものとします。

1 児童の氏名 \_\_\_\_\_

2 徴収の内容

| 児童手当の支払期月 | 徴収額 |
|-----------|-----|
|           | 円   |

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別記第2号様式（第5条関係）

年　月　日

様

函館市長

印

児童手当からの保育料の徴収に係る通知書

児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申出のあった保育料について、下記のとおり児童手当から徴収することとしたので通知します。

記

1 児童の氏名 \_\_\_\_\_

2 徴収の内容

| 児童手当の支払期月 | 徴収額 |
|-----------|-----|
|           | 円   |

別記第3号様式（第6条関係）

函館市長 様

児童手当からの保育料徴収変更（撤回）申出書

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申し出た保育料の徴収について、下記のとおり申し出ます。

記

1 児童の氏名 \_\_\_\_\_

2 申出の別 変 更 ・ 撤 回

3 変更後の徴収の内容

| 児童手当の支払期月 | 変更後の徴収額 |
|-----------|---------|
|           | 円       |

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

別記第4号様式（第6条関係）

年　月　日

様

函館市長

印

児童手当からの保育料の徴収の変更（撤回）承認（不承認）通知書

児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申出のあった保育料の徴収の変更（撤回）について、下記のとおり承認する（承認しない）ことと決定したので通知します。

記

1 承 認

- (1) 児童の氏名 \_\_\_\_\_  
(2) 変更区分 変 更 ・ 撤 回  
(3) 変更後の徴収の内容

| 児童手当の支払期月 | 変更後の徴収額 |
|-----------|---------|
|           | 円       |

2 不承認

理 由 \_\_\_\_\_

不服の申立ておよび取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。